

平成 30 年度 西東京市の教育に関する重点施策（案）

平成 29 年度の重点施策は、平成 28 年度までの重点施策を継承するとともに、新たに「子どもの居場所の充実」を加えることで、平成 27 年 4 月に策定した「西東京市教育に関する大綱」に掲げる 5 つの基本方針を踏まえた取組としました。

平成 30 年度は、現在の大綱の最終年度であり、教育計画の見直しにあわせて、平成 31 年度からの新しい大綱を決定することになります。また、平成 29 年度に新たに設定した重点施策「子どもの居場所の充実」は 2 年度目であり、引き続き、取組を把握していく必要があります。

そのため、平成 30 年度は、平成 29 年度に引き続き、「いじめ・虐待の対策」「切れ目のない支援の充実」「子どもの居場所の充実」の 3 つを重点施策とします。

重点施策 いじめ・虐待の対策（継続）

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。

重点施策 切れ目のない支援の充実（継続）

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

重点施策 子どもの居場所の充実（継続）

子どもたちが安全・安心に過ごし、いきいきと活動ができるスペースなど居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちがコミュニティの一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。